

松江市告示第 360 号

松江市新型コロナウイルス感染症等に係る国民健康保険料の徴収猶予の特例に関する取扱要綱を次のように定める。

令和 2 年 5 月 21 日

松江市長 松 浦 正 敬

松江市新型コロナウイルス感染症等に係る国民健康保険料の徴収猶予の特例に関する取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、松江市国民健康保険条例（平成 17 年松江市条例第 230 号。以下「条例」という。）第 34 条並びに附則第 15 項及び第 16 項の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る保険料の徴収猶予（以下「特例徴収猶予」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる保険料の納期限の範囲)

第 2 条 条例附則第 15 項及び第 16 項の規定に係る松江市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 2 年松江市条例第 41 号）附則に規定する市長が別に定める日は、令和 3 年 3 月 31 日とする。

(適用基準)

第 3 条 条例附則第 15 項に規定する前年の当該事業収入等とは、令和 2 年 2 月 1 日以降の連続する 1 月以上の期間に対する前年同期における当該事業収入等とする。

(申請)

第 4 条 特例徴収猶予の適用を受けようとする者は、松江市国民健康保険料特例徴収猶予申請書（別記様式）に、次条に規定する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、当該添付すべき書類を提出することが困難であると市長が認める場合はこの限りでない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、審査の上、書面により特例徴収猶予の可否についての決定事項を通知するものとする。

(添付書類)

第5条 前条に規定する添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入等の減少等の事実を証する書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 特例徴収猶予の適用を受けようとする日前の収入及び支出の実績並びに同日以降の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(申請期限)

第6条 第4条に規定する申請書の提出は、特例徴収猶予の適用を受けようとする保険料の納期限から1年を経過する日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、期限までに提出することが困難であると市長が認める場合はこの限りでない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年5月21日から施行する。

收受印

徴 収 猶 予 申 請 書

特

(あて先)松江市長

松江市国民健康保険条例第34条第1項及び附則第16項の規定により、以下のとおり徴収猶予を申請します。

申請者	住所	電話番号 () 携帯電話 ()		申請年月日	令和 年 月 日		
	世帯主氏名 (被保険者番号)			※職員記入欄	通信日付印	申請書番号	処理年月日
納付すべき保険料	年度	期別	納期限	保険料 円	本料以外 (延滞金等) 円	通知番号	猶予を希望する期間
							納期限の翌日から . . . まで 月間
							納期限の翌日から . . . まで 月間
							納期限の翌日から . . . まで 月間
							納期限の翌日から . . . まで 月間
							納期限の翌日から . . . まで 月間
							納期限の翌日から . . . まで 月間
							納期限の翌日から . . . まで 月間
							納期限の翌日から . . . まで 月間
							納期限の翌日から . . . まで 月間
							納期限の翌日から . . . まで 月間
							納期限の翌日から . . . まで 月間
	合 計			①	②		
新型コロナウイルス感染症等の影響			<input type="checkbox"/> イベント等の自粛で収入が減少 <input type="checkbox"/> 外出自粛要請で収入が減少 <input type="checkbox"/> その他の理由で収入が減少				

(1) 収入の減少の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和2年(当年)			前年同月			収入減少率 1-(③÷⑥) 1-(④÷⑦) 1-(⑤÷⑧) のうち最大のものを記載
	月	月	月	月	月	月	
収入							%
	小計	③	④	⑤	⑥	⑦	
支出	仕入						支出平均額 (⑨+⑩+⑪) ÷記入月数 ⑫ 円
	借入金返済						
	生活費						
	小計	⑨	⑩	⑪			

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。

※職員記入欄 事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等) 聴取

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 (⑫×6(6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されて いる臨時支出等の額	円	
			=	当面の支出 見込額(⑬)	円

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) 聴取

	金額		金額	現金・預貯金の 合計(⑭)	円
現金	円	預貯金	円		

(4) 納付可能金額

⑭ (現金・預貯金残高) - ⑬ (当面の支出見込額) = 納付可能金額(⑮) 円
(マイナスの場合は0)

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②)納付すべき保険料		(⑮)納付可能金額		猶予額
円	-	円	=	円

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等の収入(事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入)のいずれかの収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額については、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。

・ 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。